

鎌ヶ谷市施策評価表(事後)

施策の名称	221良好な住宅の整備		
施策のねらい (めざす姿)	市民が、良好な居住環境の下、良質な住宅で暮らしています。		
基本目標	2「自然と社会が調和する環境共生都市」をめざして	施策担当マネージャー	都市建設部次長
政策	22快適な暮らしの環境をつくります	マネージャー氏名	萩原 勝

I 改革・改善内容(=施策をより良く実施するための方策)

①前回の評価で掲げた内容	①住宅の耐震化や基準を満たしていない危険コンクリートブロック塀などについては、補助制度の利用を促すと共に、補助制度の内容を見直し、補助申請件数の増加を目指す。 ②空家等対策を推進するため、平成30年度に策定した空家等対策計画に基づき施策を実施する。	③改革・改善内容	①相談会の簡易耐震診断で耐震基準を下回った所有者に対して、耐震補助の申請を促す。また、通学路沿いなどのブロック塀の点検を計画的に行い、危険なブロック塀等の所有者に対して補助制度の利用を周知することで、木造住宅の耐震化及び危険コンクリートブロック塀の除却の推進を図る。 ②相続人全員が相続放棄した空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置手続を進められないことから、家庭裁判所に対して相続財産管理人選任の申し立てを行う。
②①に基づく取り組み結果	①相談会参加者には、診断と併せて補助制度の説明や耐震に関する啓発をした。また、危険コンクリートブロック塀等に関する相談のあった所有者に対して、補助金利用を促す訪問を行った。 ②令和2年度1年間で新たな空家等を48件把握し、その一方で、建替えや解体で63件の空家等が解消したため、差し引き15件減少した。		

II 施策の目的・概要

①目的	対象	①住環境と住宅 ②空家等	意図(対象をどうするのか)	①良好な住環境や安心で良質な住宅創造 ②空家等の発生予防、空家等の適正管理及び活用の促進
②施策の概要	・良好な住環境の創出のため、適正な建築指導や住宅の耐震化を進める。 ・市内全域における空家等の実態調査で得られた情報を分析するなどして作成した空家等対策計画に基づき空家等の発生予防、適正管理及び活用促進を図る。			
③環境分析(状況変化や今後の見込み・市民意向など)	・平成30年6月に発生した大阪府北部地震により、市民の震災への関心が高まっており、旧耐震以前の建物の早急な耐震診断、改修や、危険コンクリートブロック塀等の除却が必要。 ・平成29年度に空家等実態調査を実施し、平成30年3月31日時点における空家等と思われる件数は1,069件あったが、その後令和3年3月31日時点で922件と147件減少している。			

III 事務事業の成果やコストの状況

①令和元年度～2年度の施策の成果	・令和元年度の耐震診断相談会は計画とおり5回開催できたが、令和2年度の耐震相談会は予定した5回のうち実施回数は2回だった。無料相談会の参加者にたいしては、耐震化の必要性について一定の周知が図られてた。 ・空家等対策計画に基づく空家等対策を推進した結果、空家等と思われる件数は、計画策定時から147件減少(令和元、2年度では、54件減少)しており、計画の成果目標どおり、市全域における空家等総数が減少している。						
②施策成果指標	指標名称		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値(2年度)
	i	工事完了検査率	%	98	100	90	100
	ii	無料耐震診断相談会申込者への診断実施率	%	100	100	100	100
	iii						
③基本事業成果指標	i	工事完了検査率	%	98	100	90	100
	ii	無料耐震診断相談会申込者への診断実施率	%	100	100	100	100
	iii	市営住宅入居率	%	96	98	98	100
	iv						
	v						
	vi						
④施策の事業費	令和元年度決算	令和2年度決算	市民一人あたり事業費(2年度決算)	令和3年度予算			
事業費(千円)	45,568	19,305	(単位:円)	176円	23,977		

IV 評価・検討

①課題(目的に対する現状など)	旧耐震基準の木造住宅や、危険コンクリートブロック塀は依然として市内に多く存在することから、これらの促進を図るため補助の申請を増加させることが必要である。空家等の所有者が死亡し、相続人の存在が明らかでないときや、相続人全員が相続放棄をするなどして、管理不全な空家等が放置されるケースが増えつつある。		
②総合評価	3一部未達成	③総合評価の理由	・コロナ禍の影響により、年度内の工事完了検査数が減少した。 ・無料耐震診断相談会において、申込者に対し診断を実施し耐震化の必要性を周知した。

V 今後の方向性

①施策の方向性	↑ 拡充
②上記方向性の説明	生活環境の保全及び防犯のまちづくりを推進するために、空家等について適正な管理の推進と量の抑制に取り組む必要がある。
③特に重点化する事務事業	空家等対策事業